

氏名(本籍)	志賀 ^し 賀 ^が 薫 ^{かおり} (山梨県)
学位の種類	博士(農学)
学位記番号	博甲第6122号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	生命環境科学研究科
学位論文題目	ジャワ島の林業公社と地域社会の関係からみた国有林経営の課題

主査	筑波大学教授	農学博士	増田美砂
副査	筑波大学教授	農学博士	佐藤政良
副査	筑波大学教授	博士(農学)	志賀和人
副査	筑波大学准教授	博士(農学)	立花敏

論文の内容の要旨

インドネシアのジャワ島では、林業公社が人工林に基盤をおいた国有林経営を行っている。林業公社は1972年の設立以来、国有林に対する人口圧を緩和するために、様々な地域対策プログラムを実施してきた。それにもかかわらず、アジア経済危機を契機として違法行為が急増した。広域的に生じた森林破壊と地方分権化の流れを受けて、林業公社はそれまでの地域対策に替わるものとして、2001年にPHBM(住民共同森林管理)システムを導入した。

PHBM以前のジャワにおける地域対策を扱った研究では、住民の森林へのアクセスは依然として制限され、貧困層のターゲティングに失敗しているという問題が指摘されている。そこで本研究では、地域対策の変遷を整理することによってPHBMの特徴を明らかにし、次に運用の実態をみることによって、アクセスとターゲティングの問題を検討した。後者については、中ジャワ州プマラン県のP村およびG村の住民に対する訪問面接調査の結果を用い、所有地からのコメ自給の可否を指標に、サンプル世帯を土地なし、自給不可能、および自給可能の3グループに分け、森林とのかかわりを比較した。

地域対策の変遷をみると、1980年代以降、地域社会とのパートナーシップを重視する傾向にあったものの、林業公社側が機会を提供する一方向的な関係性に留まっていた。PHBMでは、LMDH(森林村住民組織)が受け皿として設立され、割当林班(LMDHが管理する特定の林班)を対象として、林業公社との間に協働契約が結ばれた。LMDHには、森林保全および林産物生産を林業公社とともに行う義務が課せられ、その対価として、割当林班からの林産物収益の分配を受ける。また、PHBM計画を策定することができるようになり、割当林班の森林資源を利用した生産事業を行うことが可能となった。すなわち、LMDHは割当林班の共同管理者として位置づけられるだけでなく、割当林班に対して、独自に財・サービスを見出し、利用できるようになった。

一方、PHBMの運用面を2村の例にみると、両村ともに林内耕作期間の延長が協働契約に盛り込まれていた。すなわち住民からの要望によって、森林へのアクセスが増大したといえる。ところが住民の大半がLMDHの構成員として登録されていたにも関わらず、LMDH執行委員以外の構成員の間では、PHBM、LMDHおよび収益分配のいずれについても周知がなされていなかった。執行委員の選定基準にマイノリティー優遇

措置は設けられず、有力者が選ばれていた。収益分配や林内耕作機会の分配はLMDH執行委員会に委ねられるようになり、前者では執行委員が優遇されるような内規となっていた。しかし林業公社の行事などに際しての動員に応じていたのは専ら執行委員であり、個人への収益分配は協力に対する報酬と見なすこともできる。

林内耕作については、P村では自給可能グループ、G村では自給不可能グループの方が林内耕作に従事していた。P村の傾向は、林内耕作への参加者をLMDHが選定する際、村の有力者や富裕層が選好されたことに起因すると考えられた。両村ともに、違法性の高い行為には、自給不可能と土地なしグループが従事していた。すなわち、貧困層が森林への潜在的な圧力となっているが、PHBMはこの層へのターゲティングを保證するような制度設計にはなっていないことが明らかになった。またPHBMの適正な運用のために、地方政府やNGOの関与を高めることは、PHBM運用の高コスト化を招き、地域社会に還元できる収益が減少する可能性も示唆された。

調査時のPHBMは、地域社会に内部化した制度というよりもむしろ、地域社会の一部を協力者として林業公社にとりこみ、従来の現場監督の役割を担わせていた。地域社会が林野行政の一翼を担いつつ、森林を、地域社会の問題解決に利用できるようになるまでは、林業公社側の関与と情報の共有が必要であると考えられた。

審 査 の 結 果 の 要 旨

著者はジャワの農村に居住し、村の人々と行動を共にしながら詳細な情報を集めただけでなく、法規や統計などの二次資料も網羅的に収集しており、その労力によってもたらされた知見や分析が高く評価された。例えば先行研究は、林業公社の地域対策について、権限委譲を前提としてその進捗や貧困対策における効果でのみ論じているのに対し、どの社会階層が森林に対する圧力をなしているのか、それに対してPHBMは抑止力となっているのか、その結果村落の社会構造にどのような影響を与えたのかを検証した。

平成24年1月18日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。